

大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の 一部改正案（石綿規制関係）の概要について

1 目的・経緯

- 大阪府では、大気汚染防止法と大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、解体等工事における石綿飛散防止対策を推進している。
- 令和2年6月に大気汚染防止法が改正・公布され、その一部が令和3年4月1日に施行される。
- 昨年12月に「今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方」について諮問し、現在生活環境保全条例検討部会及び水質部会において審議を行っている。
- 審議においては、大気汚染防止法改正に伴い早急に条例改正が必要な石綿規制に関する事項が優先的に審議され、11月9日の大阪府環境審議会で条例のあり方（一次答申）として示された。これを受け、次のとおり条例改正案の概要を作成した。

2 条例改正案の概要

（1）石綿の除去等に係る作業基準について

現行条例では、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「吹付け石綿等」という。）及び石綿を含有する板状に成形された建築材料（樹脂により被覆され、又は固形化されているものを除く。）の除去等作業について、遵守すべき作業基準を規定している。改正大気汚染防止法においては、現行の吹付け石綿等に加え、石綿を含有するすべての建築材料の除去等作業に係る作業基準が規定されたことから、条例改正案の作業基準については、改正大気汚染防止法の作業基準と現行条例の作業基準を比較し、現行条例独自の作業基準は継続するなど、より安全確保につながる厳しい作業基準となるよう設定する。

1）吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業に係る作業基準

改正大気汚染防止法施行規則別表7の規定に加え、次に掲げる事項を遵守して建築物等に使用されている吹付け石綿等を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- ・石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。

2）石綿を含有する仕上塗材が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業に係る作業基準

改正大気汚染防止法施行規則別表7の規定に加え、次に掲げる事項を遵守して建築物等に

使用されている石綿含有仕上塗材を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- ・石綿の除去等工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。
- ・石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。

3) 石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿等及び石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業に係る作業基準

改正大気汚染防止法施行規則別表7の規定に加え、次に掲げる事項を遵守して建築物等に使用されている石綿含有成形板等を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- ・石綿の除去等工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。
- ・除去後の石綿含有建築材料を切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。
- ・除去後の石綿含有建築材料を破碎しないこと。
- ・石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。

4) 掲示板の設置に係る基準

改正大気汚染防止法施行規則第16条の4第2号に掲げる事項の他、次に掲げる事項を表示したものであること。

- ・条例改正案の規定による石綿の除去等作業実施の届出の届出年月日及び届出先
- ・下請負人が石綿の除去等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称、住所及び連絡場所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・下請負人が石綿の除去等作業を実施する場合における下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・条例の規定により、大気中の石綿の濃度を測定しなければならない場合にあっては、当該濃度の測定計画

(2) 石綿の除去等作業に係る届出対象の建材及び面積要件について

現行条例では、石綿含有成形板の使用面積が1,000平方メートル以上の除去等工事について発注者に届出義務を課している。改正大気汚染防止法で新たに規定される仕上塗材やPタイルからの石綿飛散の実態を踏まえ、石綿の飛散リスク低減の観点から全ての石綿含有建材を届出義務の対象とする。

また、面積要件については現在の規定との継続性や作業基準毎に規制を行う合理性から、仕上塗材の使用面積が1,000平方メートル以上の除去等作業又は石綿を含有する成形板その他の建材（仕上塗材を除く）の使用面積の合計が1,000平方メートル以上の除去等作業とする。

	現行条例	条例改正案
届出対象建材	・石綿含有成形板（樹脂により被覆され、又は固化されているものを除く。）	・石綿を含有する成形板その他の建材
面積要件	・石綿含有成形板の使用面積が1,000平方メートル以上の除去等工事	・仕上塗材の使用面積が1,000平方メートル以上の除去作業 ・石綿を含有する成形板その他の建材（仕上塗材を除く）の使用面積の合計が1,000平方メートル以上除去作業

（3）石綿の濃度測定について

1）工事施工境界基準

現行条例では、石綿の除去等作業に係る隣地との敷地境界における規制基準を敷地境界基準として定めているが、「敷地境界基準」では従業員や通行人を含めた一般公衆人への石綿暴露を未然に防止する観点に分かりにくいことから「工事施工境界基準」とする。

2）石綿濃度測定結果の発注者への交付

現行条例では、吹付け石綿等の使用面積の合計が50平方メートル以上である法の届出対象特定工事（吹付け石綿等の除去等工事）を施工する者に工事施工区画周辺での石綿の大気濃度測定を義務付けており、その測定者は当該特定工事の発注者に測定結果の記録を交付することとする。

（4）その他

大気汚染防止法の改正内容との整合を図るため、用語の整理や重複条項の削除、修正を行う。

（5）今後の予定について

令和3年2月府議会に条例案を提案する予定

※なお、本資料は現時点での資料のため、大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正に関する、周知用の資料については、今後改めてお送りします。